



『流木（薪）配布のお知らせ』



流木から作った薪を配布します

薪は、軽トラック約20台分あります。多くの方々に利用していただくために、持ち帰れる量は、お一人軽トラック1台分程度（平積み）とさせていただきます。

なお、配布につきましては、なくなりしだい終了とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

◆◇配布日時

令和元年11月11日（月）～11月13日（水）

午前10時～午後3時まで（12時～13時除く）

※雨天中止

※なくなりしだい終了します

◆◇配布場所

奈良俣ダム管理所先 流木仮置き場

※当日は案内看板を出します

◆◇配布方法

予約は不要です。配布場所にお越しいただき、受付後にご自身で積み込みをお願いいたします。

◆◇その他

① 注意事項を厳守願います。

② 現地では、係員の指示に従って下さい。

③ 受付表及びアンケートへの記入をお願いします。

【問い合わせ先】

独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所

奈良俣ダム管理所 Tel 0278-75-2511

※電話での問い合わせは、平日8時30分～17時まで。

【ホームページ】

「矢木沢ダム・奈良俣ダム」で検索

<http://www.water.go.jp/kanto/numata/>

★ 注意事項 ★

- ① 流木の配布は、個人利用に限ります。転売及び営利目的の方はご遠慮下さい。
- ② 流木の運搬、積み込みはご自身でお願いします。
- ③ 流木の割り口は、鋭利になっています。積み込む際に手などを切る恐れがありますので、ご注意ください。
- ④ 危険ですので、配布場所での流木の加工（切断など）は、絶対にしないで下さい。
- ⑤ 流木配布に伴う事故については、沼田総合管理所は一切責任を負いません。事故には十分注意して積み込み作業行って下さい。
- ⑥ 配布場所には、職員を配置していますので、指示に従って下さい。
- ⑦ 薪の材質は、針葉樹及び広葉樹など交じっています。
- ⑧ 持ち帰った流木を使用せず廃棄する場合は、各自治体でのゴミ処分方法に従って処分して下さい。
- ⑨ 不法投棄は処罰されますので、ご注意ください。

【廃棄物処理法の罰則】

廃棄物の不法投棄は「5年以下の懲役若しくは1,000万以下の罰金、又はこれらの併科」